

放射線等に係る Q & A

さいたま市原発災害関連研究チーム

本 Q & A は、福島原発の事故に伴う本市への影響について、よくある質問を取りまとめたものです。

平成 29 年 5 月末日時点での内容となります。

目 次

1. 放射線等に係る基礎知識	1
2. 埼玉県の測定について	3
3. さいたま市の取組みについて	4
3-1. 空間放射線量測定機器の貸出しについて	8
3-2. 食品関係について	9
3-3. さいたま市水道水関係について	11
3-4. さいたま市下水道関係について	13
3-5. 市立学校関係について	13
3-6. 市立保育園関係について	15
3-7. 公園関係について	17
《参考》放射線対策 問い合わせ窓口一覧表	18

1. 放射線等に係る基礎知識

Q1 「放射線」、「放射能」、「放射性物質」とは。

A1 「放射線」は、ある特定の物質から放出される「粒子線」と「電磁波」のことです。

「粒子線」というのは、《粒子》が飛ぶものです。これには、ベータ線、中性子線、アルファ線などがあります。一方「電磁波」というのは、《光》の仲間です。これには、X線やガンマ線があります。

「放射能」とは、放射線を出す《能力》のことです。

つまり、放射線を出す物質が放射性物質です。また、「この物質には、放射能(=放射線を出す能力)がある」という言い方をします。

また、「放射能」とは、「1秒間に崩壊する放射性原子の数」を言うこともあります。

Q2 「被ばく」「外部被ばく」「内部被ばく」とは。

A2 人体が放射線を受けることを「被ばく」と呼びます。

そのうち、体の《外》から放射線を浴びることを、「外部被ばく」と言います。

一方、放射性物質を体の《中》に取り込んで、体内から受けることを「内部被ばく」と言います。どちらも人体が受ける被ばくには変わりません。

Q3 日常の暮らしの中でも、放射線を浴びていますか。

A3 放射線は、自然界にも存在します。

私たちは日常生活の中で、地球上の天然放射性物質から絶えず放射線を受けています。その内訳は、宇宙から来る放射線や大地から出ている放射線からの外部被ばくと、食物、飲料水や空気中に含まれる天然放射性物質を体内に取り込んで受ける内部被ばくがあります。

地球上では年間1～10ミリシーベルト(mSv)の範囲で放射線を受けながら日常生活をしています。また、日本では、平均すると年間約2.1ミリシーベルト(mSv)(公益財団法人 原子力安全研究協会 2011年12月発行「新版生活環境放射線(国民線量の算定)」よりの放射線を浴びていますが、世界の平均では約2.4ミリシーベルト(mSv)(UNSCEAR(国連科学委員会)2000年報告書より)となっています。

なお、これまで国内において、高い自然放射線のある地区住民の健康調査からも放射線影響は確認されていません。

Q4 ベクレル(Bq)とは。

A4 ベクレル(Bq)とは、食品や水、土壌などの中で1秒間に崩壊する放射性原子の数を示す単位です。

通常、測定対象物 1kgあたりの放射能として現すため、Bq/kg で示されます。

Q5 シーベルト(Sv)とは。

A5 シーベルト(Sv)とは、人の体が放射線を受けた時、その影響の程度を測る単位です。

通常、単位時間当たりの量として、例えば 1 時間あたりの場合、Sv/hなどと示されます。

<参考>

1 シーベルト(Sv) = 1000ミリシーベルト(mSv)

1 ミリシーベルト(mSv) = 1000マイクロシーベルト(μ Sv)

Q6 半減期とは。

A6 半減期とは、放射性物質の量が半分になるまでの期間をいい、物理学的半減期ともいいます。

また、体内に入ったものを排泄等により半分の量に減少するまでの期間を生物学的半減期といいます。

また、体内に入ったものを物理的・生物学的の双方によって半分の量に減少するまでの期間を有効(実効)半減期といいます。

核種		物理的半減期	生物学的半減期 (成人)	有効半減期
ラドン 222	^{222}Rn	92 時間	-	-
ヨウ素 131	^{131}I	8 日	138 日	7.6 日
セシウム 134	^{134}Cs	2 年	70 日	64 日
セシウム 137	^{137}Cs	30 年	70 日	70 日
ラジウム 226	^{226}Ra	1,600 年	44 年	43 年
プルトニウム 239	^{239}Pu	24,000 年	200 年	198 年
ウラン 238	^{238}U	45 億年	15 日	15 日

2. 埼玉県の測定について

Q1 埼玉県による放射線量の測定は。

A1 平成24年4月以降、県内6か所(さいたま局、熊谷局、秩父局、加須局、狭山局、三郷局)のモニタリングポストで、県内全域のモニタリングを行っています。そのうち、さいたま局^{*}では、原発事故が起こる以前から継続して計測しており、現在、モニタリングポスト及び地上1メートル地点での測定値ともに1時間あたり0.04~0.05マイクロシーベルト(μ Sv)前後の数値で、原発事故前と同レベルの値です。また、降下物(ちり、雨水等)中の放射性物質は不検出又はごく微量となっております。

※平成26年3月までは桜区上大久保の衛生研究所の屋上(地上18メートル地点)に設置、その後、浦和区高砂の埼玉県危機管理防災センター敷地内(地上1メートル地点)に移設。

モニタリングポストにおける測定結果は、原子力規制委員会のホームページ(<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/>)でご覧いただけます。

埼玉県における放射線対策についてのお問合せ、ご相談は、こちらです。

埼玉県環境部環境政策課放射線対策担当

(TEL) 048-830-3019 (FAX) 048-830-4770

(HP) <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/housyasen-sokuteikekka.html>

3. さいたま市の取組みについて

Q1 市の原発災害関連研究チーム・放射線量等測定検討部会とは

A1 福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の漏えい等に伴い、関係部署 14 課で構成する「原発災害関連研究チーム」を設置し、放射性物質に係わる情報交換や本市の取組方針等を継続的に検討しています。

また、原発チームの下部組織として関係部署 16 課所で構成する「放射線量等測定検討部会」を設置し、本市における放射線量等の測定計画の立案や測定結果の公表等を行っています。

Q2 市独自の放射線量の低減措置に関する判断の目安について

A2 さいたま市では、周辺より高い数値の空間放射線量が確認された際の放射線量の低減措置等に関する市の基本的な対応方針を定めています。

	放射線量の 高い箇所の区分	測定高さ	放射線量
低減措置等の判断の目安	面的	1 m	測定値が 0.23 μ Sv/h 超
	局所的	5 cm	測定値が 1 μ Sv/h 以上

上記判断の目安を超えた場合、高い放射線量の原因となっている箇所特定及び周辺環境への影響を把握するための測定を実施するとともに、必要に応じて、その範囲について立入制限又は清掃・洗浄・表土の除去などの放射線量の低減措置を講じます。

なお、平成 23 年 10 月 21 日に、内閣府、文部科学省及び環境省から示された「当面の福島県外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」では、地表から1mの高さの空間放射線量が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所が発見された場合は、文部科学省に連絡するとともに、可能な範囲で除染を行うこととしています。

本市の定めた対応方針は、国の基準と比較し、より厳しい基準で対応することとなります。

○さいたま市の「放射線量の高い箇所への対応方針」について（さいたま市 HP）：

<http://www.city.saitama.jp/001/011/011/004/001/p015590.html>

Q3 低減措置等の判断の目安となる「面的」と「局所的」の考え方は。

A3 「面的」

例えば学校の校庭のほぼ一面といった広範囲で基準値以上である状態です。地上1mで毎時0.23マイクロシーベルト(μ Sv)を超えた場合、その周囲は面的に放射線量が高い可能性があります。なお、これまでの市の測定結果から、市内でこの基準に該当する場所は確認されていません。

「局所的」

雨どいや樹木の直下など、ごく限られた範囲で基準値以上である状態です。市の基準では、地上5cmで毎時1マイクロシーベルト(μ Sv)以上の場所です。

地上5cmで毎時1マイクロシーベルト(μ Sv)程度であれば、その場所から1m離れば放射線量は大幅に下がるため、長時間留まらなければ市民生活への影響はないと考えられますが、市民の安心確保の観点から判断の目安を設定しています。

Q4 市独自の放射線量等の測定は。

A4 放射線に係る市民の皆様の不安を解消するため、以下のとおり、独自で放射線量等の測定を実施しています。

- ・ 市内産農産物及び市内を流通する農水産物等の放射性物質濃度測定
- ・ 市立学校給食の放射性物質濃度測定
- ・ 水道水の放射性物質濃度測定
- ・ 下水汚泥の放射性物質濃度測定
- ・ 焼却灰等の放射性物質濃度測定

○さいたま市独自の放射線量等の測定結果を公表します（さいたま市HP）：

<http://www.city.saitama.jp/001/011/011/004/004/001/p014112.html>

《 これまでの取組み状況 》

平成23年6月中旬～平成29年3月

- ・ 市立幼稚園、保育園及び学校の園(校)庭のうち、各区2箇所、市全体で20箇所において、定期的に放射線量測定を実施しました。この測定は、平成29年3月で中止しました。

平成23年6月中旬～

- ・ 市立学校のうち、各区1校(岩槻は広範のため2校)、計11校を選定し、プールの水の検査を実施しました。(6月21日及び7月11日採水)

また、2学期にプールを利用する市立学校(9校)のプールの水の検査を実施しました。(8月23日採水)

- ・ 市内6箇所の屋外の市民プールの水の検査を実施しました。(6月24日から8月26日まで、毎週金曜日に採水)

平成23年7月上旬～

- ・ 全ての市立保育園、学校の園(校)庭(芝生整備校にあつては芝生上も含む)及び市内公園(各区1箇所)等の測定を実施しました。
- ・ 市内農業施設(4施設)の測定を実施しました。(7月26日に実施)。

※ 空間放射線量の測定場所

第1段階で実施した20箇所を除いた全ての市立保育園及び学校(保育園は55園、学校は152校(小学校94校、中学校53校、高等学校4校、特別支援学校1校)。芝生整備校にあつては芝生上を含む。)を対象としました。

また公園については、主要な各区1箇所の公園を選定し、子どもが直接触れる砂場や芝生、遊具周辺で測定を実施しました。

平成23年8月1日～

- ・ 公共施設、公共性を有する民間施設の施設管理者等に貸出すため、各区総務課に2台ずつ測定機器を配備しています。
- ・ 9月26日から、貸出しの対象を拡大し、市内在住、在勤及び在学者にも貸出し、市の休日も使用可能としました。

平成23年11月8日～

- ・ さいたま市が定めた「放射線量の高い箇所への対応方針」に基づき、全ての市立学校、市立幼稚園及び保育園並びに一部の放課後児童クラブ、公園及び遊水地等など、子どもたちが学び・遊ぶ場所を対象に、放射線量が周辺より高いことが予想される箇所の測定を実施しました。
- ・ この測定の中で、本市の判断の目安を局所的に上回った3箇所(①島小学校(見沼区)、②春岡小学校(見沼区)、③養護学校(西区))について、放射線量の低減措置を実施しました。

○さいたま市独自の測定結果(さいたま市HP):

<http://www.city.saitama.jp/001/011/011/004/004/001/index.html>

平成 24 年 8 月 17 日

- ・ 市内 20 地点において実施している空間放射線量の定点観測のこれまでの結果は毎時 0.02 から 0.15 マイクロシーベルトの範囲で推移していますが、本市における一般環境中の空間放射線量と土壌中の放射性物質濃度の関係を検証するため、定点観測地点のうち各区1地点、計10地点の土壌分析を実施しました。その結果、土壌中放射性セシウム濃度(セシウム 134 と 137 の合計)は、土壌 1 キログラム当たり 28.8～93.0 ベクレルの範囲でした。
- ・ この結果について、学識経験者で構成する「さいたま市放射線等対策専門委員会」の委員の皆様から、「土壌中放射性セシウム濃度は空間放射線量と同様、全体的に十分低い数値であると言えます。したがって、土壌からの内部被ばくによる、子どもをはじめとする人への健康影響は十分小さく、土に触れたり口に入った場合でも特に影響はないものと考えられます。」との見解をいただきました。

○市立学校等の校庭・園庭の土壌中放射性セシウム濃度分析調査結果（さいたま市HP）：

<http://www.city.saitama.jp/001/011/011/004/004/006/p019306.html>

Q5 市内 20 箇所で行っていた放射線量測定をやめたのはなぜか。

A5 平成29年3月現在、市内の空間放射線量は、概ね毎時0.05マイクロシーベルト(20地点平均値)で推移しており、我が国における平均的な大地からの放射線量毎時約0.04マイクロシーベルトとほぼ同レベルになっていること、また、全国4,469箇所(埼玉県内では6箇所)に設置したモニタリングポストによる常時監視体制が整備されていることといった理由により、定期的な測定を中止しました。

なお、モニタリングポストの常時監視データに異常が見られた場合には、即座に測定を再開できるように、今後も測定体制を維持します。

Q6 市で実施した測定結果の公表方法について。

A6 市ホームページで公表しているほか、公民館や図書館へも測定結果ファイルを設置しています。

Q7 さいたま市では、土壌の調査は実施しないのか。

A7 Q2の判断の目安を超過し、低減措置等を実施するにあたり必要と認められた場合に検討してまいります。

Q8 民間の学校や保育園、幼稚園では測定しないのか。

A8 測定の有無等については、原則、それぞれの施設管理者の判断によるものと考

えており、各区役所で貸出しを行っている測定機器での測定をお願いしています。

－「3-1 空間放射線量測定機器の貸出しについて」参照－

なお、私立の認可保育園に対しても、本市で定めた対応方針に基づき対応していただくよう、お願いするとともに、保育課にて配備している測定機器1台を各私立保育園に貸し出しています。

3-1. 空間放射線量測定機器の貸出しについて

Q1 測定機器の貸出しは。

A1 平成 23 年 8 月 1 日から空間放射線量測定機器の貸出しを行っており、各区 2 台配置し、各区総務課が貸出窓口となっています。

貸出対象は、市内在住、在勤及び在学者で、一人につき連続する3日以内の貸出しとなっています。

Q2 測定機器の予約方法は。

A1 あらかじめ、各区総務課に電話等で予約し、放射線量測定機器貸出申請書兼借用書を総務課に提出し借用してください。

貸出申請書兼借用書は、市ホームページでダウンロードできます。

○市民の皆さまに空間放射線量測定機器の貸出しをしています。

(さいたま市HP) :

<http://www.city.saitama.jp/001/011/011/004/001/p015035.html>

Q3 市民が測定したデータの収集・公表について。

A3 市が数値を公表する場合は、市職員が測定等により確認し、正確な情報として市民に発信する責務があります。

貸出用の測定機器は現在 20 台あり、測定されるデータが膨大となるため、全てのデータを市が確認することは非常に困難な状況にあります。しかしながら、現在、学校や公園など公共施設で高い放射線量が測定されたと通報を受けた場合は、市職員が確認しています。

Q4 測定結果に対する判断・相談について。

A4 さいたま市では、公共施設等において、①面的部分として、高さ1mの地点で、毎時0.23 マイクロシーベルト(μ Sv)を超えた場合、②局地的部分として、高さ5cmの地

点で、毎時1マイクロシーベルト(μ Sv)以上が測定された場合、放射線量の低減措置等を実施することとしています。

個人の住宅敷地内等で特に高い放射線量が測定された場合は、本市が作成した「生活空間の“ホットスポット”対応マニュアル」を参考に、簡易な放射線量の低減措置を講ずるとともに、年間被ばく予測線量換算早見表を参考にしてください。

なお、市への相談は、環境対策課(TEL829-1332)へお問い合わせください。

○さいたま市の「放射線量の高い箇所への対応方針」について（さいたま市HP）：

<http://www.city.saitama.jp/001/011/011/004/001/p015590.html>

Q5 市が貸出している測定機器で、食品や水なども測定できますか。

A5 市で貸出している測定機器は、大気中の放射線量を測定する機器のため、食品や水等に含まれる放射性物質濃度を測定することは出来ません。

3-2. 食品関係について

Q1 食品の放射性物質の基準は。

A1 食品衛生法に基づく基準値(下表)が設定されており、これを上回る食品の販売等が規制されています。

○放射性セシウムの基準値

食品群	基準値 (単位:ベクレル/kg)
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

○食品の放射性物質の基準値についての概要（厚生労働省HP）

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/20130417-1.pdf

Q2 市内に流通している食品やさいたま市産の農産物等は大丈夫か。

A2 野菜等の食品については、A1の表のとおり、食品衛生法に基づく基準値が設定

されており、基本的には、検査により基準値を超過した農産物等が確認された自治体においては、当該品の出荷自粛や国(※)による出荷制限等が行われ、基準値を超えるものが流通しない仕組みとなっています。

また、本市においても市内産農産物及び市内を流通する食品について検査を実施(平成29年5月31日現在、計1123検体)しており、いずれも基準値以下です。

このため、現在市内に流通する食品を食べても、健康への影響は心配ないと考えられます。

※ 原子力災害対策本部(本部長は内閣総理大臣)

○食品中の放射性物質に関する検査結果(厚生労働省HP):

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

Q3 基準値を超えた食品を食べても大丈夫か。

A3 現在示されている食品の放射性物質の基準値は、国の食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、十分な安全性を見込んで設定されたものです。

このため、万が一、基準値を上回る食品を一時的に食べたとしても、健康への影響は心配ないと考えられます。

詳しくは食品安全委員会または消費者庁のQ&Aをご覧ください。

○放射性物質の食品健康影響評価について(食品安全委員会HP):

http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/radio_hyoka.html

○食品と放射能Q&A(消費者庁HP):

http://www.caa.go.jp/jisin/food_s.html

Q4 市独自で検査した食品の検査結果は。

A4 検査結果についてはさいたま市ホームページ中の「放射性物質関連のお知らせ」に掲載しています。

○食品中の放射性物質の検査結果(さいたま市HP):

<http://www.city.saitama.jp/002/002/010/004/002/p014982.html>

Q5 米は大丈夫か

A5 平成23年～平成28年産米についても、埼玉県が検査を行っていますが、放射性セシウムは検出限界値を下回っています。

○放射性物質の埼玉県産農産物等への影響調査について（埼玉県HP）：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0907/nousanbutsu-chousakekka.html>

Q6 家庭菜園で取れた野菜等は大丈夫か。

A6 さいたま市や埼玉県が実施している市内産の農産物等の検査では、基準値を超えたものはなく、県内(市内)は出荷制限、摂取制限区域ではないので、特に問題はないと考えられます。

それでも心配であれば、「野菜は洗う、煮る(煮汁は捨てる)、皮や外葉をむくなどによって、汚染の低減が期待できる」とされています。※ 出典:独立行政法人放射線医学総合研究所

Q7 野菜などを食べる際の留意点は。

A7 流通している野菜などは普通に食べても問題ないと思われませんが、心配であれば、「野菜を洗う、煮る(煮汁は捨てる)、皮や外葉をむくなどによって汚染の低減が期待できる」とされています。※ 出典:独立行政法人放射線医学総合研究所

Q8 手元にある食品の放射性物質について、市で検査してもらえないか。

A8 市では一般の方からの検査依頼は受け付けておりません。

なお、民間の検査機関で、持ち込み検査を受け付けているところもありますので、参考に以下のホームページをご覧ください。

○食品の放射性物質に関する検査を実施することが可能である登録検査機関（厚生労働省HP）：

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shokuhin_kensa.pdf

○輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について（農林水産省HP）：

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/kensa_kikan.html

3-3. さいたま市水道水関係について

Q1 水道水は安全か。

A1 水道水は河川水と地下水(深井戸)の両方を使用しており、このうち9割が河川水(県営浄水場からの水)です。埼玉県では浄水場の水を週1回検査しており、現在

基準値を超える放射性物質は検出されていません。

地下水は地表からの水を通さない、又は通しにくい地層に挟まれた約150～260mの帯水層から取水しており、原発事故により飛散した放射性物質の影響を受けることは考えられません。水道局では、地下水(原水)について検査を実施しておりますが、これまで放射性物質は検出されておられません。

また、厚生労働省が示した「水道水中の放射性物質に係る指標の見直しについて」に基づき、市内全ての浄配水場(20箇所)より送り出す水(浄水)及び地下水を浄水処理した水について月に1回検査を実施しており、こちらについても放射性物質は検出されておられません。

なお、検査結果についてはホームページ等で公表しています。

○水道水における放射性物質の測定結果(さいたま市HP):

<http://www.city.saitama.jp/001/006/002/051/002/p014071.html>

Q2 水道水の基準値は。

A2 平成24年4月から、食品衛生法に基づく飲料水の新たな基準値が設けられたことから、水道水についても放射性セシウム(セシウム134及び137の合計)10ベクレル(Bq)/kgを「管理目標値」としています。

Q3 基準値を超えた水道水の安全性は。

A3 WHOの飲料水水質ガイドラインでは、飲料水の摂取による放射線量基準を0.1ミリシーベルト(mSv)/年とし、放射性セシウム10ベクレル(Bq)/kgは1年間継続した場合に0.1ミリシーベルト(mSv)/年に相当する値として設定されています。

同ガイドラインによれば、この値以下での健康への悪影響はないものと考えられ、また値を超過すること自体が水道水の飲用不適を意味するものではないとされています。

Q4 飲用以外の使用は大丈夫か。

A4 10ベクレル(Bq)/kgの放射性セシウムが含まれる水道水を使用した場合の入浴、手洗い及び洗濯による影響は、飲用と比較してごく小さく、問題のないレベルであると考えられます。

Q5 水道水中の放射性物質が基準値を超えた場合の水道局の対応は。

A5 報道機関による発表、HPならびに広報車などにより、測定状況、対応内容などをすみやかに市民の皆様へお知らせします。

3-4. さいたま市下水道関係について

Q1 下水汚泥の処分について。

A1 さいたま市下水処理センターで発生する汚泥は、すべてセメント原料となりますが、平成 29 年 3 月までは搬出前に必ず外部機関において放射線物質の測定を行い、セメント会社の受入基準以下で搬出していました。測定の結果、不検出が続いたことから原発事故前の状態に戻っていると判断し、平成 29 年 4 月以降は測定を取りやめています。

また、セメント会社でも測定を行っており、最終製品でクリアランスレベル(100 ベクレル/kg)以下となっているのを確認して出荷されているため、セメントの安全性は保たれています。

Q2 下水汚泥からの周辺環境への影響は。

A1 さいたま市下水処理センターでは、毎週、敷地境界線の空中放射線量の測定を行っています。

平成 28 年 6 月から平成 29 年 5 月までの各地点における空間放射線量は、毎時 0.04~0.07 マイクロシーベルトの範囲にあり、原発事故前の本市における空間放射線量と同レベルになっていることから、近隣への影響はないと考えております。

○放射性物質等の測定結果について(さいたま市 HP)：

<http://www.city.saitama.jp/001/006/003/002/003/p013850.html>

3-5. 市立学校関係について

Q1 学校等の校庭における放射線量の測定方法は。

A1 P5の Q4参照

Q2 校庭での授業は。

A2 平成 23 年 6 月から 8 月にかけて全ての市立学校の校庭トラック中央部における空間放射線量の測定を行ったところ、各地点で 1 時間当たり 0.04~0.13 マイクロシーベルトの範囲にあり、年間被ばく予測線量を試算すると国の基準(年間 1 ミリシーベルト)を下回りました。また、土壌についても、桜区の埼玉県衛生研究所において土壌の汚染の原因となる雨水・ちり等の降下物中の放射性物質の分析を行っています。その結果は、指標値を超える放射性物質は検出されていません。したがって

校庭での授業の実施は通常どおり行っても心配ないものと考えています。

また、「放射線量の高い箇所への対応方針」に基づき、平成23年11月8日から12月1日の期間、全ての市立学校、市立幼稚園について、放射線量が周辺より高いと予想される箇所を学校ごとに選定し、空間放射線量の測定を実施しました。

この中で、本市の判断の目安を局所的に上回った3箇所(①島小学校(見沼区)、②春岡小学校(見沼区)、③ひまわり特別支援学校【旧:養護学校】(西区))について、放射線量の低減措置を実施しました。

Q3 学校プールの授業は。

A3 プール水については、埼玉県が管理する大久保浄水場・庄和浄水場の水道水を使用しており、飲料用としても、基準値を超える放射性物質は検出されてないため、プールの授業を通常どおり行っても心配ないものと考えています。

なお、平成23年度において、保護者等の不安を解消するため、地域バランスを考慮しながら、各区1校(岩槻区は広域のため2校)を抽出し、平成23年6月21日(火)及び7月11日(月)にプール水の放射性物質の検査を実施し、その結果は不検出でした。

また、2学期にプールを利用する市立学校9校のプール水を平成23年8月23日(火)に検査し、その結果についても不検出でした。

Q4 給食食材の産地表示は。

A4 本市の学校給食では、毎日、使用される20~30品目の食材の産地について、食材の納入時にその産地を確認し、検収記録簿に記録しております。確認した食材の産地については、各学校のホームページ、献立表、給食だより等を中心に公表しています。

今後も、産地の方々に風評被害が及ばないように十分な配慮をしながら、安心安全な学校給食を提供します。

Q5 学校給食の食品の安全性は。

A5 学校給食で用いる食材につきましては、関係各都県の生産地における検査に加えて、市内に流通する食品や市内産農産物を対象に市独自で検査が行われ、基準値を超える農産物等が出荷されない仕組みとなっていることから、安全であると考えています。

また、保護者や市民の皆様にも、学校給食の安全性について、より一層御安心いただけるよう、平成24年の2月中に、全ての市立小・中・特別支援学校において給食に含まれる放射性物質検査を実施したほか、平成24年4月からは、県が配備した検査機器を活用し、給食食材の事前検査を1日2品目、週4日行っております。これ

らの検査結果につきましては、さいたま市ホームページ上で公表しております。

○学校・保育園給食における食材の放射性物質の検査結果について
(さいたま市 HP) :

<http://www.city.saitama.jp/001/011/011/004/004/004/p017391.html>

3-6. 市立保育園関係について

Q1 保育園の水は安全ですか。

A1 さいたま市の水道水は、河川水と地下水がありますが、河川水については、埼玉県が管理する大久保浄水場・庄和浄水場において、毎日検査しており、現在指標値を超える放射性物質は検出されていません。

また、地下水は地表からの水を通さない、又は通しにくい地層に挟まれた約 150～260mの帯水層から取水しており、原発事故により飛散した放射性物質の影響を受けることは考えられません。

このため、保育園の水は安全と認識しております。

Q2 戸外あそび・泥んこ遊びは大丈夫ですか。

A2 平成 23 年 6 月から 7 月にかけて全ての市立保育園の空間放射線量の測定を行ったところ、各地点で 1 時間当たり 0.05～0.11 マイクロシーベルトの範囲にあり、年間被ばく予測線量を試算すると国の基準(年間 1 ミリシーベルト)を下回りました。また、土壌についても、桜区の埼玉県衛生研究所において土壌の汚染の原因となる雨水・ちり等の降下物中の放射性物質の分析を行っており、指標値を超える放射性物質は検出されていません。現状ではいずれも人体に影響のない範囲であると認識しております。このため、戸外あそびや泥んこ遊びは、通常通り実施しています。

また、「放射線量の高い箇所への対応方針」に基づき、全ての市立保育園について、放射線量が周辺より高いと予想される箇所を園ごとに選定し、空間放射線量の測定を実施しました。

この測定で、本市の判断基準を上回った箇所はありませんでした。

○市立保育園における空間放射線量の高いと考えられる箇所の測定結果について (さいたま市 HP) :

<http://www.city.saitama.jp/001/011/011/004/004/004/p015725.html>

なお、私立の認可保育園に対しても、本市で定めた対応方針に基づき対応していただくよう、お願いするとともに、保育課にて配備している測定機器1台を各私立保育園に貸し出しています。

Q3 給食の食材は大丈夫か。

A3 本市の公立保育園における給食用食材は、従来から、近隣小売店などから市内に流通している食品を調達し、自園調理し提供しております。近隣小売店は、市内に流通している食品を取り扱っているため、各関係都県における検査に加え、市独自の検査を経た、安全で安心できるものとして使用しております。なお、牛肉については、保育園では使用していません。

また、保護者や市民の皆様は、保育園給食の安全性について、より一層御安心いただけるよう、全ての公立保育園の給食で使用する食材について、適宜、放射性物質検査を実施し、給食における内部被ばく量を情報提供しております。

検査結果につきましては、さいたま市ホームページ上で公表しております。

○市立保育園における給食の放射性物質検査結果について（さいたま市 HP）：

<http://www.city.saitama.jp/001/011/011/004/004/004/p016629.html>

Q4 弁当や離乳食を持参してよいか。

A4 給食の食材の安全を確保しておりますので、お持ち頂く必要はございません。

Q5 給食の食材や牛乳の産地について把握していますか。

A5 給食の食材や牛乳の産地については、地産地消の観点から関東産を中心に使用しています。

また納入業者に原産地を記載させるとともに、原材料については、一定期間冷凍保管しています。

牛乳の産地については、各酪農家からクーラーステーションに集められるなど流通システム上、把握は困難な状況ですが、基本的に各県において、クーラーステーションの段階で検査が実施され、暫定規制値を越える牛乳は市場に流通しない仕組みとなっており、流通しているものは安全であると認識しております。

Q6 公立保育園の食材の産地は公開していますか。

A6 産地の公表につきましては、各公立保育園で給食食材の産地が異なり、また、保育園ではお子様の送迎時に保護者の方に産地をお伝えすることができるため、従前から問合せに直接お伝えする方法で園より公表しています。

3-7. 公園関係について

Q1 市営屋外プールの放射性物質の検査について。

A1 市内すべての市営屋外プール6箇所について、プール水の放射性物質の検査をプール開園期間の毎週1回、実施しました。(平成 23 年6月24日から8月26日まで毎週金曜日に採水)

その結果、放射性物質は不検出でした。

Q2 公園における放射線量の測定方法について。

A2 市民利用が多い総合公園などを各区1箇所選定し、子どもが直接接触れる砂場や芝生広場及び遊具周辺で測定を平成 23 年 7 月 7 日に実施しました。

また、「放射線量の高い箇所への対応方針」に基づき、平成 23 年11月17日から、上記10箇所の公園について、放射線量が周辺より高いと予想される雨樋の下、側溝や集水マス、雨水がたまりやすい窪地及び樹木の根元等の測定を実施しました。

この測定で、本市の判断基準を上回った箇所はありませんでした。

Q3 公園の砂場の処理について。

A3 平成 23 年7月に公園の砂場の空間放射線量を測定したところ、毎時 0.06~0.09 マイクロシーベルトの測定値でした。この値は、その場所に 1 年間滞在した場合の年間被ばく予測線量を試算しても、年間1ミリシーベルトを下回っています。

このため、現時点では砂場の砂を入れ換える予定はありません。

放射線対策 問い合わせ窓口一覧表

1 放射線測定結果等について	
(1) 測定結果等、放射線関連の軽微な問い合わせについて	さいたまコールセンター 048(835)3156
2 空間放射線量について	
(1) 放射線関係全般について ・20地点の定点観測について ・放射線量測定機器の貸出しについて ・放射線量の低減措置に関することについて	環境局環境共生部/環境対策課 (放射線量等測定検討部会事務局) 048(829)1332
(2) 市立学校及び市立幼稚園について	教育委員会管理部/教育総務課 048(829)1626
(3) 市立保育園について	子ども未来局幼児未来部/保育課 048(829)1867
(4) 放課後児童クラブについて	子ども未来局子ども育成部/青少年育成課 048(829)1717
(5) 公園について	都市局都市計画部/都市公園課 048(829)1420
(6) ごみ最終処分場について	環境局施設部/環境施設管理課 048(829)1342
3 食品・水道水中の放射性物質について	
(1) 市内を流通する食品について	保健福祉局保健所/食品衛生課 048(840)2226 保健部/食品・医薬品安全課 048(829)1300
(2) 市立学校給食について	教育委員会学校教育部/健康教育課 048(829)1679
(3) 市立保育園給食について	子ども未来局幼児未来部/保育課 048(829)1867
(4) 市内農産物等について	経済局農業政策部/農業政策課 048(829)1378
(5) 水道水について	水道局給水部/水質管理課 048(668)7172
4 ごみの焼却・下水汚泥等について	
(1) ごみ焼却施設から発生する焼却灰等について	環境局施設部/西部環境センター 048(623)4100 東部環境センター 048(684)3802 クリーンセンター大崎 048(878)0989 桜環境センター(環境施設管理課) 048(829)1342
(2) し尿処理施設から発生する脱水汚泥等について	環境局施設部/大宮南部浄化センター 048(646)6030
(3) 市の処理施設におけるがれきの処理について	環境局施設部/環境施設管理課 048(829)1342
(4) 下水処理施設から発生する脱水汚泥等について	建設局下水道部/下水処理センター 048(643)4302
5 健康相談について	
(1) 健康相談全般について	保健福祉局保健所/疾病予防対策課 048(840)2211 西区役所/保健センター 048(620)2700 北区役所/保健センター 048(669)6100 大宮区役所/保健センター 048(646)3100 見沼区役所/保健センター 048(681)6100 中央区役所/保健センター 048(853)5251 桜区役所/保健センター 048(856)6200 浦和区役所/保健センター 048(824)3971 南区役所/保健センター 048(844)7200 緑区役所/保健センター 048(712)1200 岩槻区役所/保健センター 048(790)0222
6 上記以外の問い合わせについて	
(1) 市の放射線対策について	総務局危機管理部/安心安全課 (原発災害関連研究チーム事務局) 048(829)1125